

第162回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月22日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

大手門パインビル
2階会議室

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

目次

■第162回定時株主総会招集ご通知	01
■株主総会参考書類	05
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件	
第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件	
■添付書類	
事業報告	28
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告書	56

(証券コード1518)
平成30年5月31日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島産業株式会社
代表取締役社長 天 野 常 雄

第162回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月21日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日(金曜日)午前10時
2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第162期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第162期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度導入の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける方



当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会開催日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない方

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）
午後5時30分行使分まで

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

機関投資家の
皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

インターネットによる行使方法

平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分行使分まで

1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

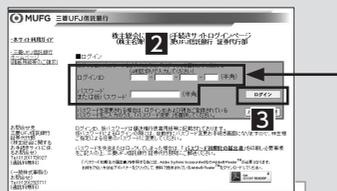


1 「次の画面へ」をクリック



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

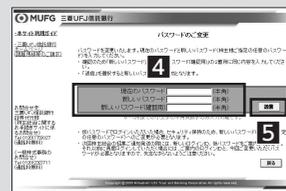
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。）

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力（パスワードはお忘れにならないようにご注意ください。）

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- 2 パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記ヘルプデスク](#)にお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、平成30年5月11日に公表いたしました「会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更（商号及び目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、平成30年10月1日付(予定)をもって、石炭販売事業の会社分割により持株会社（同日付で「三井松島ホールディングス株式会社」へ商号変更予定）体制へ移行したいと存じます。

これに伴い、上記会社分割の効力発生を条件として、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、上記会社分割の効力発生日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、三井松島産業株式会社と称し、英文ではMITSUI MATSUSHIMA CO., LTD. と表示する。 (目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 25. 第3条～第44条 <条文省略> 附 則 1. <条文省略> <新設>	(商号) 第1条 当社は、三井松島ホールディングス株式会社と称し、英文ではMITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。 (目的) 第2条 当社は、下記の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびに、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 25. 第3条～第44条 <現行どおり> 附 則 1. <現行どおり> 2. 第1条および第2条の規定の変更は、平成30年5月11日開催の取締役会において承認した会社分割の効力が発生することを条件として、当会社の当該会社分割の効力発生日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、上記の定款変更の効力発生後、これを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席率	現在の当社における地位、担当または他の会社における地位等
1	くしま しんいちろう 申間 新一郎 <input type="checkbox"/> 再任	100% (15回/15回)	代表取締役会長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director
2	あまの つねお 天野 常雄 <input type="checkbox"/> 再任	100% (15回/15回)	代表取締役社長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director
3	こやなぎ しんじ 小柳 慎司 <input type="checkbox"/> 再任	100% (15回/15回)	取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director
4	のもと としひろ 野元 敏博 <input type="checkbox"/> 再任	100% (15回/15回)	取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長 クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役 日本ストロー株式会社 取締役 花菱縫製株式会社 取締役

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">くしましんいちろう 串間 新一郎 (昭和26年6月4日)</p>	<p>昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 平成11年10月 同行鹿児島支店長 平成16年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 平成17年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成20年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年6月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director</p>	16,100株
<p>（取締役候補者とした理由） 串間新一郎氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営責任者として、財務体質の改善・強化や企業買収等による新規事業参入を積極的に推進し、収益の安定化・多様化に貢献、また当社の取締役会を統理し、当社グループのコーポレートガバナンスの実効性強化を図ってきた実績を有しております。 当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	あまのつねお 天野常雄 (昭和33年7月8日)	昭和56年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 平成13年4月 同社原料部担当部長 平成16年1月 コーニング・インターナショナル株式会社入社 光通信システム営業部長 平成20年8月 当社入社 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. 出向 平成21年6月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director	11,400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>天野常雄氏は、長年にわたる石炭営業経験を有し、当社入社後、当社グループのエネルギー事業を牽引し、また平成26年6月に代表取締役社長に就任した後は、当社の経営会議を統理し、業務執行最高責任者として当社グループの収益の安定化・多様化を推し進めてきた実績を有しております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般についての確かつ公正に監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">こやなぎしんじ 小柳慎司 (昭和33年9月19日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社社長室長 平成18年6月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社執行役員 経営企画室長兼海外業務部長 平成22年6月 当社常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成26年6月 当社取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 不動産事業部担当 平成28年6月 当社取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長 生活関連事業本部担当 平成29年4月 当社取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director</p>	9,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 小柳慎司氏は、当社入社後、石炭事業や経営企画の責任者を務め、平成23年6月に取締役に就任して以降は、それらのほか、総務、人事および内部監査などの管理部門を統括した経験も有するなど、当社グループの経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。 当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般についての確かつ公正に監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">野元敏博 (昭和33年3月11日)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 平成16年4月 同行川口法人営業部 部長 平成18年4月 同行自由が丘法人営業部 部長 平成21年4月 同行大森法人営業部 部長 平成23年5月 当社出向 経営企画部 部長 平成24年5月 当社入社 理事 経営企画部 部長 平成25年4月 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当 平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 経理部長 経営企画部担当 平成30年4月 当社取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>グリーンサアフェイス技術株式会社 取締役 日本ストロー株式会社 取締役 花菱縫製株式会社 取締役</p>	5,500株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>野元敏博氏は、長年にわたる金融機関での職務経験を活かし、当社入社後、平成26年6月の取締役就任を経て、現在まで、主に経営企画部門の責任者として、当社の財務体質の改善・強化に貢献するとともに、当社グループの収益の安定化・多様化に寄与してきた実績を有しております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般についての確かつ公正に監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の選任および報酬については、監査等委員会において審議の結果、相当であると判断されました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席率	現在の当社における地位、担当 または他の会社における地位等
		監査等委員会出席率	
1	たかた よしお 高田 義雄 <input type="checkbox"/> 再任	100% (15回/15回)	取締役 (常勤監査等委員) 日本ストロー株式会社 監査役 株式会社エムアンドエムサービス 監査役
		100% (14回/14回)	
2	あらか たかしげ 荒木 隆繁 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (15回/15回)	社外取締役 (常勤監査等委員) クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役
		100% (14回/14回)	
3	のたべ てつや 野田部 哲也 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (15回/15回)	社外取締役 (監査等委員) 河野・野田部法律事務所 代表弁護士 福岡県弁護士会常議員
		100% (14回/14回)	

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">たかたよしお 高田義雄 (昭和31年4月16日)</p>	<p>昭和50年4月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）入社 昭和56年10月 三井鉱山建材販売株式会社出向 昭和59年10月 当社入社 平成15年7月 当社財務・経理事業部 経理部長 平成18年6月 当社執行役員 経理部長兼内部監査室長 平成22年6月 当社常務執行役員 経理部長 情報システム部担当 平成25年4月 当社顧問 平成25年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 日本ストロー株式会社 監査役 株式会社エムアンドエムサービス 監査役</p>	3,900株
<p>（取締役候補者とした理由） 高田義雄氏は、長年にわたり、当社の財務・経理部門において豊富な業務経験を有しており、平成25年6月に当社の常勤監査役に就任し、また平成28年6月に取締役（常勤監査等委員）に就任した後も、当社グループの経営全般の監査・監督を行い、当社のコーポレートガバナンスの実効性強化に貢献してきた実績を有しております。 当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
	あらき たかしげ 荒木 隆 繁 (昭和26年10月13日)	昭和50年 4月 株式会社親和銀行入行 平成17年 6月 同行代表取締役頭取 株式会社九州親和ホールディングス取締役 平成18年 6月 同社代表取締役社長 平成20年 6月 当社監査役(社外) 平成20年 8月 株式会社F F Gビジネスコンサルティング代表 取締役社長 平成24年 6月 当社常勤監査役(社外) 平成28年 6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役	1,000株
2	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>荒木隆繁氏は、株式会社親和銀行の代表取締役頭取を務めるなど金融機関における長年の経験および経営者としてトップマネジメントの経験を有しております。同氏は、平成20年6月からは当社社外監査役として、平成28年6月からは当社社外取締役(監査等委員)として客観的な観点から、当社の経営に対して助言と提言を適宜行い、また、近年、当社グループに加わった会社の監査役も兼任する等、当社グループのコーポレートガバナンス強化に貢献した実績を有しております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレートガバナンスの強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(独立性に関する事項)</p> <p>荒木隆繁氏は、平成19年10月まで当社の主要取引銀行である株式会社親和銀行の代表取締役頭取でありましたが、同氏はその後同行において何らの役職にも就いておらず、報酬等も受け取っていないため、利害関係は一切ありません。併せて、当社は実質無借金の財務状況であり、金融機関の関与・影響は極めて受けにくい状況であることから、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p> <p>荒木隆繁氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
	のたべ てつや 野田部 哲也 (昭和33年8月10日)	平成3年4月 弁護士登録 平成3年4月 河野美秋法律事務所入所 平成9年4月 河野・野田部法律事務所開設 平成25年6月 当社監査役(社外) 平成27年4月 河野・野田部法律事務所 代表弁護士(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 河野・野田部法律事務所 代表弁護士 福岡県弁護士会常議員	2,200株
3	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>野田部哲也氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門的知識と豊富な実務経験のほか、平成25年6月からは当社の監査役として、平成28年6月からは当社の監査等委員である取締役として、培った豊富な経験と法律知識を活かし、当社の取締役会にて専門的見地から、企業法務およびコンプライアンスの多面的な助言と提言を適宜行っております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレートガバナンスの強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(独立性に関する事項)</p> <p>野田部哲也氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、荒木隆繁氏および野田部哲也氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 荒木隆繁氏および野田部哲也氏の監査等委員である当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、高田義雄氏、荒木隆繁氏および野田部哲也氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。なお、高田義雄氏、荒木隆繁氏および野田部哲也氏の選任をご承認いただきました場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役としての独立性等について

- (1) 荒木隆繁氏は、過去に当社の100%子会社である日本ストロー株式会社の監査役でありましたが、平成30年4月1日に辞任しております。
- (2) 野田部哲也氏は、過去に当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- (3) 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
- (4) 荒木隆繁氏は、当社の特定関係事業者であるクリーンサアフェイス技術株式会社および花菱縫製株式会社の監査役であります。なお、両社は当社の100%子会社であります。
- (5) 野田部哲也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- (6) 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (7) 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (8) 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 篠原俊氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
篠原 俊 <small>しのはら たかし</small> (昭和29年12月7日)	昭和55年3月 公認会計士登録 昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設(現任) 昭和59年5月 税理士登録 平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員(現任) 平成22年6月 当社取締役(社外) (重要な兼職の状況) なし	0株
(補欠の社外取締役候補者とした理由) 篠原俊氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として専門的知識と豊富な実務経験のほか、平成22年6月から平成28年6月まで当社社外取締役として、当社の経営全般に関与し、その培われた豊富な経験を活かし、取締役会にて専門的見地から、公認会計士および税理士としての豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門的知識を、当社の経営に反映していただきました。こうした実績を踏まえ、培われたこれらの経験、知見、識見を基に、独立して客観的な視座から当社の経営を監督していただけることが期待できることから、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。 (独立性に関する事項) 篠原俊氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 篠原俊氏が社外取締役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
 3. 篠原俊氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。
 4. 社外取締役としての独立性等について
 (1) 篠原俊氏は、当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

- (2) 篠原俊氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
- (3) 篠原俊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- (4) 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (5) 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (6) 篠原俊氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、現行の役員持株会を通じて購入している株式報酬支給相当額を減額の上、その代替として、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度に連動した株式報酬を導入、これにより、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識をより一層高めることを企図しております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額17百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役等に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役は4名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されましても、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役は4名のままで変更はございません。

また、当社の監査等委員会から、本制度の目的、内容等を踏まえ、本制度の導入は妥当であるとの意見表明を受けております。

なお、本制度は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬のみならず、執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報」以下の説明は、両者をあわせた制度に関する説明となっております。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した

金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者
取締役等

(3) 信託期間

平成30年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といいます。また、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。）およびその後の各次期以降対象期間（以下、「当初対象期間」および「次期以降対象期間」を総じて単に「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を拠出し、本信託を設定いたします。

当社が、各対象期間につき、本信託に拠出することができる金額の上限は102百万円（監査等委員である取締役以外の取締役分として69百万円、執行役員分として33百万円）とします。

ただし、次期以降対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、上述の上限額から、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）を控除した額をもって、当該次期以降対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金額の上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、108,000株を上限として取得するものとします。なお、第6号議案にかかる取得株式数上限10,000株を合算しますと118,000株を上限として取得することになります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

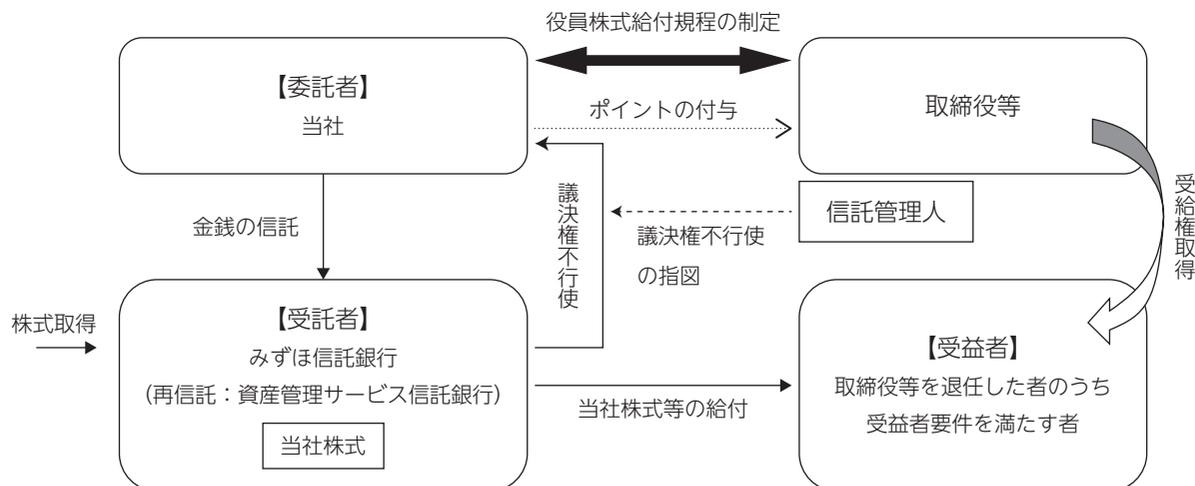
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ② 本信託は、①で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ③ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ④ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、現行の報酬額の5%相当額を減額し、その代替として、当社業績や当社株価に連動しない株式報酬を導入、これにより、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図しております。

本議案は、平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会においてご承認をいただきました監査等委員の報酬額（月額5百万円以内）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の監査等委員に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、監査等委員の協議にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる監査等委員は3名ですが、第3号議案が原案通り承認可決されましても、本制度の対象となる監査等委員は3名のままで変更はございません。

また、本制度の導入について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、本制度の目的、内容等を踏まえ、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、監査等委員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、監査等委員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として監査等委員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

監査等委員

(3) 信託期間

平成30年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といいます。また、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。）およびその後の各次期以降対象期間（以下、「当初対象期間」および「次期以降対象期間」を総じて単に「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入し、監査等委員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を拠出し、本信託を設定いたします。

当社が、各対象期間につき、本信託に拠出することができる金額の上限は9百万円とします。

ただし、次期以降対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して監査等委員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、監査等委員に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、上述の上限額から、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）を控除した額をもって、当該次期以降対象期間に関し、当社が本信託に追加拠出することができる金額の上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、10,000株を上限として取得するものとします。なお、第5号議案にかかる取得株式数上限108,000株を合算しますと118,000株を上限として取得することになります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 監査等委員に給付される当社株式等の数の算定方法

監査等委員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。

なお、監査等委員に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる監査等委員のポイント数は、原則として、退任時まで当該監査等委員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

監査等委員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該監査等委員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

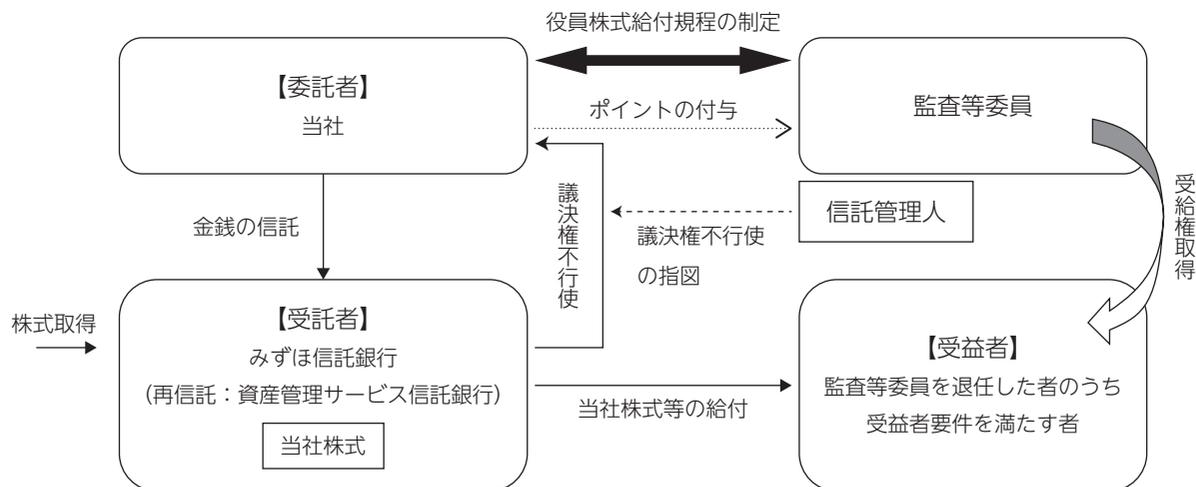
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する監査等委員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により監査等委員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ② 本信託は、①で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ③ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき監査等委員にポイントを付与します。
- ④ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本信託は、監査等委員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、監査等委員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、好調な先進国経済に牽引されて総じて堅調に推移しましたが、米国における保護主義の台頭、予断を許さない英国のEU離脱問題、朝鮮半島における地政学的リスクなどが材料視されて、短期的にリスク回避の動きが強まる局面も見られました。

わが国経済においても、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調を辿りましたが、海外経済の不確実性や混迷を続ける国内政局への懸念が燦るなか、不透明な先行きに対する警戒感を内包しつつ推移いたしました。

このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、エネルギー事業の石炭販売分野における石炭価格の上昇および石炭販売数量の増加などにより、売上高は663億22百万円と前期比132億35百万円の増収となりました。

営業利益は、エネルギー事業の石炭生産分野における石炭価格の上昇などにより15億31百万円と前期比5億3百万円の増益となりました。

経常利益は、営業外費用に支払利息1億81百万円を計上したものの、営業外収益に匿名組合投資利益2億38百万円、受取利息2億24百万円および為替差益1億91百万円を計上したことなどにより21億円と前期比11億41百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に固定資産売却益2億42百万円を計上したものの、税金費用8億円を計上したことなどにより15億20百万円となり、前期比1億96百万円の増益となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、セグメント間取引消去前の金額であります。

【エネルギー事業】

売上高は、石炭販売分野における石炭価格の上昇および石炭販売数量の増加などにより462億49百万円と前期比106億29百万円の増収となりました。

セグメント利益は、石炭生産分野において、一時的に発生したストライキの影響により生産数量が減少したものの、石炭価格の上昇などにより14億39百万円と前期比4億16百万円の増益となりました。

【生活関連事業】

売上高は、電子部品分野のグリーンサアフェイス技術株式会社を前期の第4四半期において子会社化したことなどに伴い182億56百万円と前期比30億15百万円の増収となりました。

セグメント利益は、のれん償却費4億61百万円を計上したものの11億13百万円と前期比1億67百万円の増益となりました。

【その他の事業】

売上高は17億29百万円と前期比3億74百万円の減収となり、セグメント利益は1億46百万円と前期比4百万円の減益となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しといたしましては、日本国内の緩和的な金融政策や政府の経済対策による景気下支え効果が引き続き期待されるものの、国内の政局不安、英国のEU離脱問題、米中の経済摩擦など不透明要素が多いことから、依然として不確実性の高い展開が予想されま

す。当社グループは、長年培ってきた炭鉱経営の知識と経験並びに高度な採掘技術を活かし、石炭生産分野を中心とした事業を展開し、日本におけるエネルギーの安定供給に取り組んでまいりました。

一方で、石炭生産分野の業績は石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右されます。さらに、CO2排出規制強化により先進国で石炭消費縮小の兆候があることに加え、再生可能エネルギーの台頭等を受けてエネルギー資源を取り巻く構造にも変化が見られております。

近年買収により取得した生活関連事業の施設運営受託分野、飲食用資材分野、衣料品分野および電子部品分野は、当社グループ利益への寄与度において重要性を増してきております。当社グループは引き続き、生活関連事業における新規案件への投資を続けるとともに、エネルギー事業における開発案件への投資や既存事業の横展開等を進めることで、安定的な事業ポートフォリオの拡充による持続的な成長・発展に努めてまいります。

なお、当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

① エネルギー事業

【石炭販売分野】

当社グループの強みである優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開するとともに、顧客のニーズに対応した新規取扱銘柄の開拓、仕入ソースの拡大に努めてまいります。

【石炭生産分野】

新興国を中心に今後も堅調な石炭需要が見込めることから、良質な石炭の安定供給へ向け、リデル炭鉱の安定操業による収益性の向上に努めてまいります。また、インドネシアGDM炭鉱の開発を着実に実行し、新たな収益源とするとともに、豪州Mimosa鉱区の探査事業を進め、採掘に向けて取り組んでまいります。

【再生可能エネルギー分野】

太陽光などの再生可能エネルギーは、わが国における2030年度のエネルギーミックス（電源構成）を見据え、今後もその利用拡大、長期安定稼働が求められております。こうした状況下、MMエナジー株式会社は現在稼働中の『メガソーラーつやざき発電所（6MW）』の効率的かつ安定的な運営を行い、今後とも収益確保に努めてまいります。

② 生活関連事業

【電子部品分野】

クリーンアフェイス技術株式会社は、昭和52年（1977年）に国内初のマスクブランクス専業メーカーとして創業以来、液晶パネル（LCD）や半導体に用いられるフォトマスクの材料であるマスクブランクスの成膜加工を手掛け、国内外の有力フォトマスクメーカーに販売しております。今後もマスクブランクス市場は、液晶用・半導体用共に着実な成長が見込まれており、新たな市場への事業展開も視野に入れ、更なる収益向上を図ってまいります。

【飲食用資材分野】

日本ストロー株式会社は、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを有し、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客との安定的な取引基盤を有しております。主力の伸縮ストローの製造・販売については、国内市場を中心に更なる顧客基盤の強化・拡大を目指し、製品の付加価値向上と品質安定化に努めてまいります。

【衣料品分野】

花菱縫製株式会社は、昭和10年創業以来「オーダースーツ」の先駆者として国内初の重衣料（スーツ・コート等）の工業システム化に成功し、現在、国内に5つの縫製工場を有し、商品開発から生産・販売までの国内一貫体制により事業を展開しております。今後は本事業の更なる育成・強化を推進し、収益向上を図ってまいります。

【施設運営受託分野】

株式会社エムアンドエムサービスは、民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修所その他施設を対象とした運営受託事業を行っております。今後は当社グループの地盤である九州地区をはじめ日本各地での事業の拡充に取り組んでまいります。また、既存の運営受託施設については、利用者の拡大を進めるとともに、施設運営の効率化により収益向上を図ってまいります。

【介護分野】

MMライフサポート株式会社は、福岡市において2棟のサービス付高齢者向け住宅を運営し、あわせて通所介護等の介護事業を行っております。今後は利用者の満足度を更に高めるサービスを提供し、収益の向上に取り組んでまいります。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄い、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は17億35百万円であり、主なものはエネルギー事業の石炭生産分野における重機増強などの8億11百万円、生活関連事業の飲料用資材分野における生産設備増強および衣料品分野における工場改修工事などの3億71百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第159期 (平成26年度)	第160期 (平成27年度)	第161期 (平成28年度)	第162期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	67,956	58,564	53,086	66,322
経 常 利 益 (百万円)	600	1,379	959	2,100
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	584	1,512	1,323	1,520
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	42.18	109.11	98.74	116.36
総 資 産 (百万円)	58,091	55,281	59,113	58,284
純 資 産 (百万円)	34,432	32,891	31,721	33,574
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,483.01	2,371.71	2,427.07	2,569.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第159期においては、特別利益に投資有価証券売却益4億73百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額1億99百万円および減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)10億7百万円を計上したことから、5億84百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
4. 第160期においては、特別損失に投資事業損失7億82百万円および減損損失2億31百万円などを計上したものの、特別利益に固定資産売却益16億30百万円を計上したことから、15億12百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
5. 第161期においては、特別損失に災害による損失(平成28年熊本地震)2億37百万円を計上したものの、特別利益に投資有価証券売却益2億円および固定資産売却益1億25百万円を計上したことならびに税金費用が減少したことなどにより13億23百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
6. 当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
7. 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第159期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第159期 (平成26年度)	第160期 (平成27年度)	第161期 (平成28年度)	第162期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	50,213	38,463	31,686	43,133
経 常 利 益 (百万円)	1,063	784	477	644
当 期 純 利 益 (百万円)	1,385	2,084	1,200	915
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	99.92	150.34	89.54	70.04
総 資 産 (百万円)	33,266	33,254	36,178	34,546
純 資 産 (百万円)	20,832	22,132	21,779	22,360
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,502.54	1,596.28	1,667.06	1,711.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 第159期においては、特別利益に投資有価証券売却益4億44百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額2億44百万円、減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)5億80百万円を計上したことから、当期純利益は13億85百万円となりました。
 4. 第160期においては、特別利益に固定資産売却益16億16百万円、特別損失に減損損失2億31百万円などを計上し、法人税等調整額(利益)3億44百万円を計上したことから、当期純利益は20億84百万円となりました。
 5. 第161期においては、特別利益に関係会社整理損失引当金戻入益1億2百万円、特別損失に減損損失1億16百万円などを計上し、法人税、住民税及び事業税(利益)2億37百万円および法人税等調整額(利益)4億37百万円を計上したことから、当期純利益は12億円となりました。
 6. 当事業年度においては、特別利益に固定資産売却益2億30百万円、特別損失に減損損失79百万円などを計上し、法人税、住民税及び事業税(利益)1億87百万円を計上したことから、当期純利益は9億15百万円となりました。
 7. 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、第159期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	131百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A\$	100.0 (100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MM Nagata Coal Tech株式会社	20百万円	100.0	炭鉱開発・操業技術のコンサルタント、選別機等産業機械設備の設計・製作
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0 (100.0)	PT Gerbang Daya Mandiriの持株会社
MM エナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	100.0 (100.0)	メガソーラーつやざきNo.1 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.2	10百万円	100.0 (100.0)	メガソーラーつやざきNo.2 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.3	10百万円	100.0 (100.0)	メガソーラーつやざきNo.3 発電所の事業運営
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業
クリーンサアフェイス技術株式会社	50百万円	100.0	液晶 (LCD)、半導体、有機ELを中心とした様々な用途のマスクブランクス製造・販売
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
花菱縫製株式会社	80百万円	100.0	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社エムアンドエムサービス	30百万円	100.0	宿泊施設・保養所・研修所等の運営受託事業
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	揚炭、荷役業務の請負
株式会社松島電機製作所	10百万円	100.0	電気機器類の製造販売
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業

- (注) 1. 出資比率の () は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.およびMMI Indonesia Investments PTY LTD.は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.の完全子会社であります。
3. 永田エンジニアリング株式会社とMMIコールテック株式会社は、平成29年4月1日付で合併し、MM Nagata Coal Tech株式会社となりました。
4. 合同会社津屋崎太陽光発電所No.1、合同会社津屋崎太陽光発電所No.2 および合同会社津屋崎太陽光発電所No.3は、平成30年1月1日付でMMエナジー株式会社が持分10%を譲受けたことにより出資比率が100%となりました。
5. 当社は、平成30年4月1日付で株式会社松島電機製作所の全株式を譲渡いたしました。

③ 関連会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) LIDDELL COAL SALES PTE.LIMITED	2百万US\$	32.5	豪州NSW州リデル炭鉱で採掘される石炭の販売
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	100億ルピア	30.0 (30.0)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

- (注) 出資比率の () は、MMI Indonesia Investments PTY LTD.を通じての出資比率を内訳で表示しております。

④ 特定完全子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業部門		事業内容
エネルギー事業	石炭販売分野	石炭の販売
	石炭生産分野	石炭の生産、資源開発のコンサルタント業、選別機等産業機械設備の設計・製作
	再生可能エネルギー分野	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
生活関連事業	電子部品分野	液晶（LCD）、半導体、有機ELを中心とした様々な用途のマスクブラックスの製造・販売
	飲食用資材分野	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
	衣料品分野	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業
	施設運営受託分野	宿泊施設の運営・保養所・研修所等の運営受託事業
	介護分野	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
その他の事業	ビル、マンションなどの賃貸業 産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転事業（海外派遣研修業務） 揚炭、荷役業務の請負 電気機器類の製造販売 プロパンガス供給事業	

(12) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

当 社	本 店	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
	営業拠点	東京支社 (東京都品川区)
子 会 社	海 外	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. (豪州) MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. (豪州)
	国 内	グリーンサアフェイス技術株式会社 : 本社・工場 (神奈川県高座郡) 江刺工場 (岩手県奥州市) 日本ストロー株式会社 : 本社 (東京都品川区) 富士工場 (静岡県富士市) 熊本工場 (熊本県熊本市) 花菱縫製株式会社 : 本社・岩槻工場 (埼玉県さいたま市) 新前橋工場 (群馬県前橋市) 株式会社エムアンドエムサービス : 本社 (大阪府大阪市)

(13) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,309名	21名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員623名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平均勤続年数
47名	—	43.5才	10.8年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員2名) は含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	3,317
株式会社親和銀行	2,279
株式会社みずほ銀行	2,092
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,279
三井住友信託銀行株式会社	1,215
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,122
株式会社西日本シティ銀行	632
株式会社日本政策投資銀行	600

- (注) 1. 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。
 2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式総数 13,064,400株（うち自己株式49株）

(2) 株主数 9,487名（前期末比328名減）

(3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,592	9.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	6,787	5.20
那 須 功	5,637	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,053	3.10
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.54
株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.50
中 島 尚 彦	3,000	2.30
ディエフエイ インターナショナル スモールキャップ バリュウ ポートフォリオ	2,872	2.20
ビーエヌワイ ジーシーエム クライアント アカウント ジェー ピーアールディ エーシー アイエスジー(エフイー エーシー)	2,371	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,171	1.66

(注) 1. 持株比率は自己株式（49株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年6月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月22日付で普通株式803,357株を消却いたしました。当該自己株式の消却により、発行済株式の総数は13,064,400株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役会長	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director クリーンサアフェイス技術株式会社 取締役
天野 常雄	代表取締役社長	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director
小柳 慎司	取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO MITSUMI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director
野元 敏博	取締役 常務執行役員 経理部長 経営企画部担当	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 花菱縫製株式会社 取締役
高田 義雄	取締役 監査等委員 (常勤)	株式会社エムアンドエムサービス 監査役 クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役
荒木 隆繁	取締役 監査等委員 (常勤)	日本ストロー株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役
野田部 哲也	取締役 監査等委員	河野・野田部法律事務所代表弁護士 福岡県弁護士会常議員

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 荒木隆繁、野田部哲也の両氏は、社外取締役であります。
なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、高田義雄、荒木隆繁の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）高田義雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 平成30年4月1日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏 名	地位および担当	
	変 更 後	変 更 前
野元 敏博	専務執行役員 生活関連事業本部長	常務執行役員 経理部長 経営企画部担当

5. 代表取締役会長 串間新一郎氏は、平成30年4月1日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社の取締役を辞任いたしました。
6. 取締役 野元敏博氏は、平成30年4月1日付で当社連結子会社であるMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.のDirectorを辞任し、同日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社および日本ストロー株式会社の取締役に就任いたしました。
7. 取締役（監査等委員）高田義雄氏は、平成30年4月1日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社の監査役を辞任し、同日付で当社連結子会社である日本ストロー株式会社の監査役に就任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）荒木隆繁氏は、平成30年4月1日付で当社連結子会社である日本ストロー株式会社の監査役を辞任し、同日付で当社連結子会社であるクリーンサアフェイス技術株式会社の監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （ 0名）	173百万円 （ 0百万円）
取 締 役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	46百万円 （ 26百万円）
計	7名	219百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は月額17百万円であります。
（平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会決議）
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員）の報酬限度額は月額5百万円であります。
（平成28年6月24日開催の第160回定時株主総会決議）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 荒木隆繁氏は、日本ストロー株式会社および花菱縫製株式会社の監査役を兼務しております。なお、荒木隆繁氏は、平成30年4月1日付で日本ストロー株式会社の監査役を辞任し、同日付でクリーンサアフェイス技術株式会社の監査役に就任しております。
なお、上記3社は当社の出資比率が100%の子会社であります。
- ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、また、福岡県弁護士会常議員の公職についておりますが、これらと当社との間には資本関係および取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（監査等委員）	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会15回全て、また、監査等委員会14回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	野田部 哲 也	当期開催の取締役会15回全て、また、監査等委員会14回全てに出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

66百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

62百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

62百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項の同意の判断を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である基幹システム再構築業務等についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

(6) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針および分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社およびその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- ii 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議ならびに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- iii 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
- iv 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化および効率化を目的に執行役員制度を導入する。
 - ii 当社には意思決定機関として取締役会のほか、代表取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を委譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
 - iii 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社グループの全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
 - ii 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容ならびに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査等委員会に報告される体制を確立する。
 - iii コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
 - iv 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - i 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社のエネルギー事業本部および生活関連事業本部が、所管する子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
 - ii 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。

- iii 当社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署および取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
 - iv 当社および子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査等委員会からの要請により、必要な期間、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
 - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ii 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役および内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
 - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・当社グループの業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・当社グループの内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧の義務付け
 - iii 当社グループの役職員が監査等委員会に当該報告および情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- i 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ii 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査等委員会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスのより一層の強化・充実を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当社の取締役会は、取締役7名（監査等委員である取締役3名を含む）で構成され、当事業年度においては、取締役会を15回開催し、重要な業務執行その他取締役会規則に定めた重要事項について審議するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

また当社は、代表取締役および執行役員ならびに監査等委員（オブザーバー）で構成される経営会議を当事業年度は16回開催し、取締役会で審議される事項を事前に審議するとともに、取締役会から委譲された業務執行に係る重要事項について審議しております。

② リスク管理

当社では、社長を委員長とし、執行役員以上および内部監査室長ならびに監査等委員（オブザーバー）で構成されるリスク管理委員会を当事業年度は2回開催しております。リスク管理委員会では、当社全部署および全子会社から報告されたすべてのリスクを評価し、重要リスクを特定した上で、その対応方針の決定および対応状況の確認等を行うとともに、内部監査室がリスク管理体制に係る監査を実施し、その監査結果はリスク管理委員会に報告されております。

③ コンプライアンス

当社グループでは、全使用人に、コンプライアンス・マニュアルを配布しており、また当社全部署および全子会社において定期的にコンプライアンス推進会議を開催して、コンプライアンスに対する意識付けおよびコンプライアンス・マニュアルの実施状況の確認を行っております。

また、社長を委員長とし、執行役員以上および内部監査室長ならびに監査等委員（オブザーバー）で構成するコンプライアンス委員会を当事業年度は2回開催し、コンプライアンスに関連する事項の審議あるいは内部通報がされた事項の報告およびその対応状況の確認等を行っております。

なお、内部監査室が法令・定款・社内規則等の遵守状況について監査を実施しており、必要に応じて是正・改善の指導を行っております。

④ 子会社の管理体制

子会社の管理を担当するエネルギー事業本部あるいは生活関連事業本部は、グループ会社管理規程に基づき、所管する子会社から経営状況等の報告を受け、また当社および子会社の職務権限責任規程に基づき、当社に対する報告事項と承認事項を管理しております。

子会社の業務運営の適正性を確保するため、子会社の経営上で特に重要な事項については、当社の取締役会あるいは経営会議において審議・決定しており、また内部監査室が子会社との間で内部監査契約を締結して子会社の内部監査を実施しております。

⑤ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。また、監査等委員会からの申出により、監査等委員会の職務を補助すべき使用者1名を置いております。

当事業年度において、監査等委員会を14回開催しており、監査等委員である取締役3名全員がそのすべてに出席しております。

各監査等委員は、監査等委員会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社および子会社の業務および財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行について監査しております。具体的には、取締役会等の重要な社内会議に出席したほか、監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人および内部監査室ならびに子会社の監査役との連携に努め、また各業務執行取締役および重要な使用人ならびに全子会社の個別ヒアリングを実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社グループは、大正2年（1913年）の創業以来、長年培ってきた炭鉱経営の知識と経験並びに高度な採掘技術を活かし、石炭生産分野を中心とした事業を展開し、日本におけるエネルギーの安定供給に取り組んでまいりました。

一方で、石炭生産分野の業績は石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、CO₂排出規制強化による先進国での石炭消費縮小が想定されるとともに、再生可能エネルギーやシェールガスの台頭等によりエネルギー資源を取り巻く構造にも変化の兆しが出てきております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、石炭生産分野への継続的な取り組みとあわせ、新規事業の育成・強化を積極的に推進してまいりました。

石炭生産分野への継続的な取り組みとしては、当社グループで保有する石炭関連の高いノウハウ・技術力を駆使し、現在進行中の新規プロジェクトを着実に進めつつ、既存プロジェクトのコスト削減などによる収益性の向上に努めてまいります。

新規事業の育成・強化については、近年では施設運営受託分野、再生可能エネルギー分野、介護分野、飲食用資材分野、衣料品分野、電子部品分野等の新規事業への参入を着実に進めてまいりました。これまでに取り組んできた新規事業の実績は、着実に成果として現れてきております。引き続き、これまでに参入した新規事業の横展開やM&Aを含めた新規案件への投資による収益の安定化・多様化を推進してまいります。

以上、当社グループは今後も引き続き、強固な財務基盤を背景に、積極的な投資活動を展開することで、安定的な事業ポートフォリオの構築・拡大による持続的な成長・発展を進めてまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会、平成29年6月23日開催の第161回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下、「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールへの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより株式会社の支配に関する基本方針の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,299	流動負債	11,196
現金及び預金	16,600	支払手形及び買掛金	2,580
受取手形及び売掛金	7,074	短期借入金	4,331
商品及び製品	1,047	未払法人税等	465
仕掛品	280	賞与引当金	322
原材料及び貯蔵品	1,145	その他	3,496
繰延税金資産	315		
その他	836		
固定資産	30,984	固定負債	13,513
有形固定資産	19,032	長期借入金	8,874
建物及び構築物	3,950	リース負債	1,512
機械装置及び運搬具	5,383	繰延税金負債	2
土地	7,736	再評価に係る繰延税金負債	725
リース資産	1,600	退職給付に係る負債	367
その他	361	資産除去債務	1,687
無形固定資産	7,826	その他	344
のれん	6,525	負債合計	24,710
その他	1,300	純資産の部	
投資その他の資産	4,126	株主資本	30,885
投資有価証券	2,687	資本金	8,571
長期貸付金	832	資本剰余金	6,233
繰延税金資産	412	利益剰余金	16,079
その他	466	自己株式	△0
貸倒引当金	△271	その他の包括利益累計額	2,689
		その他有価証券評価差額金	381
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	1,217
		為替換算調整勘定	1,093
		純資産合計	33,574
資産合計	58,284	負債・純資産合計	58,284

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		66,322
売上原価		59,006
売上総利益		7,316
販売費及び一般管理費		5,785
営業利益		1,531
営業外収益		
受取利息	224	
受取配当金	31	
持分法による投資利益	28	
為替差益	191	
匿名組合投資利益	238	
補助金の収入	47	
その他	71	834
営業外費用		
支払利息	181	
コミットメントファイ	28	
その他	55	265
経常利益		2,100
特別利益		
固定資産売却益	242	
受取補助金	68	
特別損失	269	580
固定資産除却損	11	
減価償却損	79	
固定資産圧縮損	248	
補助償却損	14	355
税金等調整前当期純利益		2,325
法人税、住民税及び事業税	939	
法人税等調整額	△138	800
当期純利益		1,524
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,520

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,115	流動負債	4,127
現金及び預金	1,102	買掛金	2
売掛金	2,231	短期借入金	1,949
前払費用	20	1年内返済予定長期借入金	1,286
繰延税金資産	146	未払金	191
その他の資産	614	未払費用	37
		未払法人税等	169
		預り金	417
		賞与引当金	45
		その他の負債	27
固定資産	30,431	固定負債	8,059
有形固定資産	7,229	長期借入金	7,135
建物	1,500	再評価に係る繰延税金負債	725
構築物	59	退職給付引当金	89
工具器具備品	45	その他の負債	109
土地	5,474		
建設仮勘定	129		
その他の固定資産	19		
無形固定資産	15	負債合計	12,186
ソフトウェア	6	純資産の部	
その他の資産	9	株主資本	20,867
投資その他の資産	23,186	資本金	8,571
投資有価証券	1,598	資本剰余金	6,219
関係会社株式	21,243	資本準備金	6,219
関係会社長期貸付金	50	利益剰余金	6,075
繰延税金資産	228	利益準備金	460
その他の負債	68	その他利益剰余金	5,615
貸倒引当金	△2	別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	4,615
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	1,492
		その他有価証券評価差額金	275
		土地再評価差額金	1,217
資産合計	34,546	純資産合計	22,360
		負債・純資産合計	34,546

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,133
売 上 原 価		42,402
売 上 総 利 益		731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,314
営 業 損 失		582
営 業 外 収 益		1,405
受 取 配 当 金	1,364	
そ の 他	41	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	104	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	28	
そ の 他	45	178
経 常 利 益		644
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	230	230
特 別 損 失		
減 損 損 失	79	
補 償 損 失	14	94
税 引 前 当 期 純 利 益		780
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△187	
法 人 税 等 調 整 額	53	△134
当 期 純 利 益		915

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上田 知範 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐祐二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田知範 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

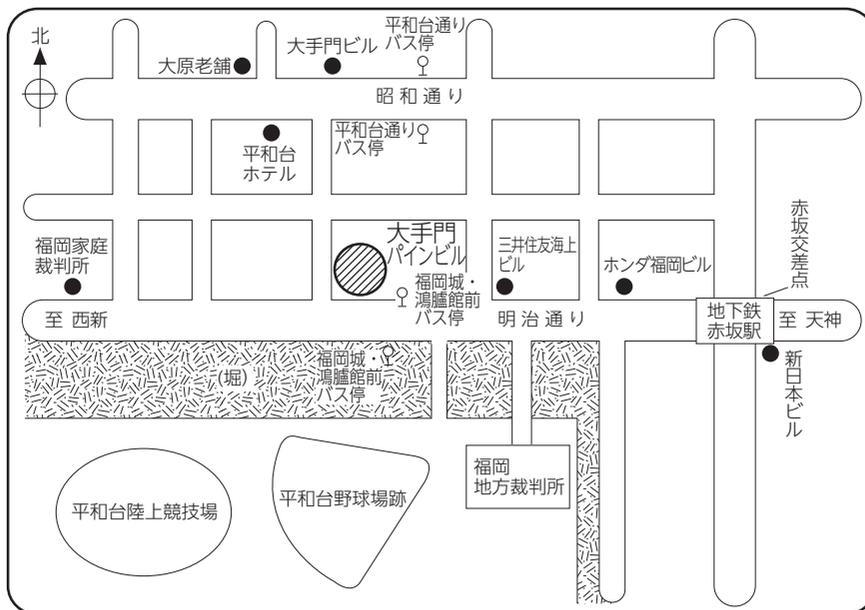
三井松島産業株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	高田 義 雄 ㊞
常勤監査等委員	荒木 隆 繁 ㊞
監 査 等 委 員	野田部 哲 也 ㊞

(注) 監査等委員荒木隆繁及び野田部哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室



【交通】

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

【お願い】

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

